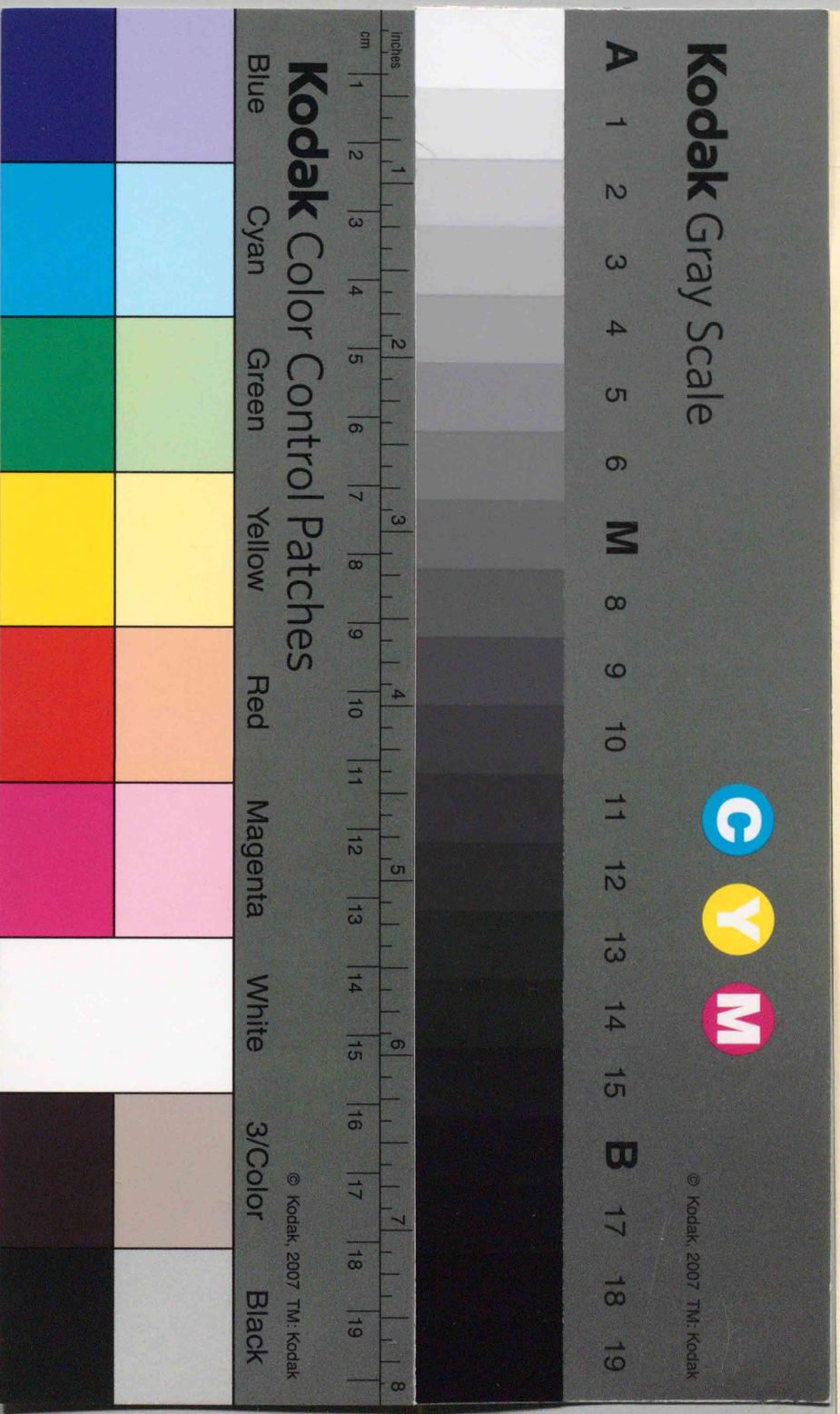


767 類
62 號



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

C
Y
M

41088

教科書文庫

4
760
51 1910
25980
04964

143
130

© Kodak, 2007 TM: Kodak

© Kodak, 2007 TM: Kodak

明治三十四年一月三十日

文部省檢定



新編 唱歌教授法

小山作之助校閱
新清次郎著述



合資
會社

共益商社樂器店發行

707
62

第4964號



緒言

近時我邦の音楽は日と共に進み月と共に振ひ、到る所彈奏の聲謳歌の音を聴かざるはなく、昭代の徳澤實に感激に堪へざるなり。然りと雖も翻て竊に考ふれば、未だ之を以て足れりとなすこと能はざるものありて存す。小學校に於ける唱歌教授の如き即ち是にして技術の修養未だ完からず、教授の方法其宜きを得ざるものあるは、吾人の屢々之を目撃して最も遺憾とする所なり。西哲マルチン、ルーテル曰く「學校には必ず音楽を置かざるべからず、教師は唱歌を知らざるべからず、然らざれば吾れ渠を認容せし」と。余

輩は更に一步を進めて謂はん、教師は十分なる音楽唱歌の素養を有すると共に、之が教授法に精通せざるべからず、然らざれば完全なる教師として認容せられざるべし」と。
本書は實に其教授法の研究に資せんが爲めに著作せるものなり。而して之を爲すに恩師小山作之助先生に負ふ所甚大なるを以て、特に茲に記して誠實なる謝意を表す。

明治四十二年七月

著者識

凡例

- 一 本書は主として師範學校の教科用書に充て、併て小學校教員及び檢定受験者等の参考用に供せんとするにあり。
- 一 本書は努めて理論と實際との調和を圖り、實地に適用し易からしめんことを期せり。
- 一 本書の術語及び用語は、世上最も普通に行はるしものを襲用せり。
- 一 本書は明治四十年文部省令第六號を以て改正せられたる小學校令施行規則に準據して、之を

二
編述したるものなり。
一本書には附録として唱歌に關係ある文部省令、
同訓令、同告示、及び教材の選擇に缺く可からざる
文部省檢定濟唱歌書目併に各府縣廳伺濟歌曲名一覽
を載せたり。

新編
唱歌教授法目次

緒論

第一章 教授法とは何ぞや……………一

第二章 音樂唱歌の價值……………二

第一節 聽官との關係

第二節 感情との關係

第三節 訓育との關係

第三章 唱歌教授法の沿革……………八

本論

第一章 唱歌教授の要旨……………二

第二章 唱歌教授の要素……………三

第一節 聲音教練

第一項 氣息練習

第二項 發音練習

第三項 聲區變換

第二節 調子教練

第一項 傾聽及び應唱

第二項 音階練習

第三項 音程練習

第四項 聽音練習

第三節 拍子教練

第一項 踏節法

第二項 呼節法

第三項 拍節法

第四節 趣味教練

第一項 範唱

第三章 教材の選擇

第二項 歌詞、樂曲の解釋

第三項 發想

第四項 練習

第一節 歌詞、曲譜の一致

第二節 諸學科との聯絡

第三節 多方趣味

第四節 聲音の區域

第五節 男女の區別

第六節 季節の適合

第七節 文部省檢定

第四章 教法

第一節 口授教法

第二節 略譜教法
第三節 本譜教法

四

第五章 教法の順序……………三九

第一節 口授教法の順序
第二節 略譜及び本譜教法の順序

第六章 教 案……………四三

第一節 口授教案例
第二節 略譜教案例
第三節 本譜教案例

第七章 教授細目……………六〇

第八章 教授上の注意……………六一

第一節 唱歌教室及び教授時間等

第二節 兒童に關する注意
第三節 教師に關する注意

結 論

附 錄 其一……………六九

文部省 小學校用唱歌書目及歌曲名一覽
檢定濟 各府縣伺出採用認可濟歌曲名一覽

附 錄 其二……………一〇七

唱歌科に關する文部省省令訓令等

新編
唱歌教授法

小山作之助 校閱
新 清次郎 著述

緒論

第一章 教授法とは何ぞや

教授法は教育學に於て最も重要な部門に屬し、教授に必要なる原理及び一般の法則を明にし、兒童成長の時期に従ひ心意發達の程度に鑑み、教授材料をして最も適切に、且つ最も容易に、兒童の腦裡に透徹せしむる實際的方法をいふ。故に教授者は教科に對する知識技藝の研鑽磨勵を怠らざると共に、亦

教授法に關し深厚なる思索攻究をなさざるべからざるものとす。

第二章 音樂唱歌の價值

音樂唱歌は感情の言語ともいふべきものにして、吾人は之に依りて自己の感情を他人に發表し、他人の感情を自己に感知するを得るものなり。之を以て高雅なる音樂を聴くときは高雅なる感情を養ひ、優美なる唱歌を歌ふときは、優美なる性情を成すものたるや明白なる事實なり。然り而して之を小學教科の一に加へ、兒童に課する所以亦是に外ならずして、高潔純美の感情を養ひ、德育の上に資する所あらしめんことを期し、兼て音聲を練り、聽覺を鋭敏ならしむるにあるものなり。今更に其大要を三項に分ちて述ぶる所あるべし。

第一節 聽官との關係

聽覺をして完全なる發達をなさしめ、圓滿なる成育を遂げしめんと欲せば、之に適切なる保護を與へ、必要なる修練を課せざるべからず。音の高低長短強弱を解し、音色を辨ずるなど、皆これ聽官の修練に依り、始めて其効果を收め得べきものにして、是に該當すべきもの音樂唱歌を惜きて他にあらざるなり。而して音樂たるや、音に音の高低強弱長短音色を解せしむるのみならず、進んでは樂音調和の如何を知らしめて、吾人に一致協和の念を養ひ、旋律の變化抑揚を悟らしめて、吾人の言動を優美暢達ならしむるものなり。且つ又正確なる概念は正確なる觀念に依り、正確なる觀念は正確なる知覺に依り、正確なる知覺は正當なる感覺に據りて得らるゝものなるべければ、感官の一たる聽官の發育如何は、吾人の知識收得上に大なる影

響を與ふるものと謂はざるべからず。鋭敏ナル聽覺ハ音樂的
 修練ニ依リテ養ハレ、高尙ナル音樂ハ鋭敏ナル聽覺ニ依リテ
 解セラル」と宜なる哉先哲の言や。

第二節 感情との關係

生とし生けるもの何者か感情を有せざらむ、雀の囀り蛙の鳴
 くも、馬の嘶き獅子の吼ゆるも、何れか情の發作にあらざらむ。
 動物に於て尙且つ然り、時は幽遠不測の太古より日進文化の
 現代に及び、處は北極の絶海より南極の孤島に至るまで、凡そ
 人類として誰か感情を有せざらむ、有情の人にして誰か音樂
 を好まざらむ、之を史に徵するも石器時代の太古に於て既に
 音樂の萌芽を存し、銅器時代に下りては銅鐸によりて樂音を
 發せしむるに至り、更に降りて鐵器時代、有史時代に及んでは、
 樂器は益々精巧を極め、歌詞また益々高雅となりぬ、斯くの如

く精緻粗笨高尙野卑の別ありと雖も、未開劣等の人類より文
 明の彩華を誇れる吾人々類に至るまで、共に音樂歌謠を有せ
 ざるなきは明確なる事實なり。是に由て之を觀れば音樂は人
 情自然の發作にして、人の之を好むもまた自然の性理なりと
 謂ふべし。而して感情の發作して外部に顯はるゝや、或は口舌
 の聲によりて、或は器物の音によりて樂を成す。即ち前者は進
 歩して聲樂となり、後者は向上して器樂となるなり。

世の教育者、往々感情教育を至難の事として、却て之を等閑に
 附するもの少なからず。或は又、感情教育は間接的なり、感情を
 して盲動せしめず、常に其正しき方向に活動せしめむと欲せ
 ば、先づ知識を發育せしめ、意志を鞏固ならしめざる可からず、
 發達したる知識を以て感情の是非善惡を批判し、強固なる意
 志を以て惡しき方向に活動せむとする傾きを抑へしめざる

べからずといふものあり。されどこは感情を善導すべき所以
を知らざるの謬見なり。説の如く然り、感情は時に或は盲動す、
其盲動を防ぎ善良なる方向に活動せしめむには知識意志の
發達修練を要す。然りと雖も、感情に對しては感情を圓滿に育
成すべき感情の直接的教育あることを知らざるべからず。感
情の直接的教育とは何ぞや、即ち知識を授けて知を練磨する
が如く、情を以て情を教育すること。是にして、感情の自然の發
作たる音樂唱歌に依りて、感情を教育すべきを謂ふなり。換言
すれば、感情の盲動に先ちて、穩健圓滿なる感情を養ふは感情
に對する主觀的教育法なりといふにあり。音樂唱歌の必要亦
想ふべきなり。

第三節 訓育との關係

教育の目的は、知情意の三者をして圓滿平等に發達せしめ、其

何れにも偏倚することなからしむるにあり。されば知識を増
進し意志を鞏固にすると共に、亦感情の育化を圖らざるべか
らざるは言を俟たざる所なり。

往昔希臘の全盛なるに當りては、哲學思想蔚然として起り、其
極、希臘哲學の精華を後世に遺し、羅馬の隆盛なるに當りては、
意志の鍛練に心力を傾注して、國民の愛國心を昂進せしめた
りと雖、情育に至りては棄て、顧みられず、訓育とは獨り知識
を進め之に依りて感情の暴進を制御抑壓すべきものと思惟
せられたり。之が爲めに窮理に趨りて情誼に疎く、果斷に流れ
て熟慮を重んぜざりし之感なくんばあらざるなり。試に思へ
知に偏して情を缺けば偏癡となり固陋となり、意に偏して情
を缺けば殘忍となり酷薄となることを、偏癡固陋殘忍酷薄は
完全なる人格を作るべき素にあらざるなり、彼の忠君愛國孝

八
佛信義何れか情の發動ならざらむ、然も皆是れ人の人たるを得るの大要素たり、之なくんば國家存在せず、社會成立せず、個人亦全きを得難からむ、感情教育豈に忽諸に附すべけんや、然り而して其情育に至大の効果あり、直接の關係あるものは、音樂唱歌を描きて他に之を索むべからず、偉なる哉、音樂大なる哉、唱歌。

第三章 唱歌教授法の沿革

宗教上及び教育上、唱歌を主要なる科目として採用せるは甚た古きことなれども、其教授法上に新方面を開きたるは、ペスタロッチーの新教授法を唱導せる時より始まれりと云ふべし。ペスタロッチーは所謂直覺教授の主義に基き、兒童をして必ず先づ音を意識上、印銘し、而して自ら樂譜に準じて歌ふ

ことを能くするに至らしめんとしたるなり、爾來合理的唱歌教授法を研究せんとするもの輩出し、其著書の公行されたるもの亦尠からず、大に世の注意を惹きたるが、就中最初に現はれたるを、ネーゲリとプアイフェルとの共著に係る「ペスタロッチーの原則に據れる唱歌教授法」なりとす。此書はペスタロッチーの稱讚を受けたるにも係らず、樂曲の要素たる音調、拍子強弱に關する基礎的練習にのみ重きを置き、爲に小學校在學年間に於て能く唱ふことを得しめざるの弊あり、茲に於て「ナトルプ」は一書を著し、若干の改善を發表して、前書の缺點を補ひたり、即ちネーゲリ等の理論を以て教程を始めたるを改めて三要素の練習を次第し、制限し、最初は専ら聽覺によりて教授すべきものとなし、又た數字譜を用ひて、プアイフェル等の如く音符によりて教ふるの難きに代へんことを主張せ

り。次でヘンチェルによりて教授法は又一段の進歩をなせり。氏は全學校期を通じて、要素の練習と唱歌の練習とを併進せしめ、且つ最初の二學年は、聽覺にのみよりて唱歌を授け、それより後は數字及び音符によりて教ふべし、而して譜を用ふるは、聽覺を扶くるに視官を以てするものにして、單に聽官のみに訴ふるよりも、兒童の了解容易なりとの説を唱へて、大に世の稱讚を博したり。特に博士シュツェは一書を公にして其論旨を敷衍し、詳説したるが、此書今日に至るも尙ほ珍重せらる。一千八百五十三年プリウゲルは、其著書に於て一新案を發表せり。即ち普通の童謠より成る、若干の選曲によりて、一面には唱歌の練習をなし、一面にはあらゆる要素の教授をなさんとするにあり。然れども斯の如き多方面の練習に適當なる歌曲は、多く得易からざると共に、合格する歌曲の審美的價值も

疑はしければ、遂に一般の認容する所とならざりき。其後は嶄新なる説を成し案を立てたる者あるを聞かず、唯概ね前記諸氏の論旨を、取捨離合して云爲するのみ。要するに唱歌教授法は未だ確定議に到らず、隨つて研究の餘地ありて存す。加も教授法の正非は、斯科の普及上進に至大の關係を有するものなれば、職に忠實なる教師は、銳意研鑽苟も倦む所あるべからざるなり。

本論

第一章 唱歌教授の要旨

唱歌は發聲機關に於ける音樂にして、吾人の感情を最も切實に表顯し、又之に最も甚深なる銘刻を與ふるを得るものなり。されば之を以て小學校の一教科となし、小學校令施行規則第

九條に「唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ、兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス」と定められたり。即ち兒童の音楽趣味を發達せしめ美に對する感情を育成し、以て自ら其品位性格を高尙にせんことを勉め、兼て聽官と發聲器との發育を遂げしめむことを圖るは、小學校に於ける唱歌科の目的なりとす。

第二章 唱歌教授の要素

唱歌教授の要素たるべきもの四あり。

聲音教練 (聲音を練習する手段)

調子教練 (調子を練習する手段)

拍子教練 (拍子を練習する手段)及び

趣味教練 (趣味を會得せしむる手段)是なり

教授をして完全圓滿なる効果を收めしめんには、兒童をしてこれ等の要素を十分に理會感得せしむるを要す。

第一節 聲音教練

聲音は固と吾人の肺臟中に吸入したる氣息の再び外部に呼出す際、聲帶、喉頭、鼻腔及び口腔内の諸機關に接觸し調節せらるゝに依りて生ずるものなるを以て、發聲機關の健不健、氣息呼出の適、不適は聲音の良否に關する頗る大なるものなりとす。故に發聲機關の保全を計り聲音の清朗、充實、自由ならんを期するは、唱歌教授に於て最も緊要なる條件なり。

第一項 氣息練習

聲音を堅實、自由ならしめんと欲せば、先づ氣息の吸入呼出を自在ならしむるを要し氣息の吸入呼出は修練の功を積み、其効果を得らるべきものとす。左に練習の方法を示すべし。

一、靜に且つ深く十分空氣を吸入して少時間之を肺臟内に止め而して後靜に且つ全く呼出せしむべし。

二、急速に且つ深く十分空氣を吸入して少時間之を肺臟内に止め、而して後靜に且つ全く呼出せしむ可し。

三、靜に且つ深く十分空氣を吸入して少時間之を肺臟内に止め、而して後急速に且つ全く呼出せしむべし。

この練習は空氣の清淨なる所に於て之を行ふを要す。兒童の姿勢は直立して兩手を垂下せしめ、胸部を十分に開張して頭部を正しく保たしむべし、是に於て教師は教鞭を徐ろに上ぐる(緩吸の場合)と同時に氣息を徐々に吸入せしめ、更に之を下ぐると共に呼出せしむる等悉な教鞭の運動に倣はしむべし而して氣息の吸入は凡て鼻により呼出は凡て口により行はしむるものにして、この際成るべく騒音を伴はしめざるやう

注意すべし。

第二項 發音練習

發音の矯正は國語其他の教科に於ても之を行ふを得べしと雖も、其効を奏する遙に大なるは實に唱歌教授に於ける、場合之なりとす。之を以て教師は須らく發音練習に意を用ひ明瞭純正のものたらしむることを勉むべし。歐米各國に於ては家庭に在りて父母は其幼兒の發音に注意し、不正の音を矯むるに努むと聞く。されど我國にありては父母兄弟等の之を念とせざるのみならず、小學校に於てすら之を説き之を矯正するの少きは吾人の甚だ遺憾とする所なり、されば教師は常に兒童に正しき發音の方法を授け不正なる音を矯め、以て其誤謬を避けしめざるべからず。今五母音の發音に就き口形、舌、唇等の適當なる位置を示し、其發聲の方法を述べし。

(ア) の音を發せんには

口を圓く大きく開き、舌の位置を平坦に保ち、唇は自然にして安易なる状態にあらしむべし。

(イ) の音を發せんには

口を横長に開き、舌の前部を中程に置くべし。

(ウ) の音を發せんには

口を横長に少しく開き、舌の前部を著しく隆起せしむ可し。

(オ) の音を發せんには

口先を圓くし、舌の後部を中程に置くべし。

(ウ) の音を發せんには

唇を少しく前方に出して、口を稍圓く狭ぼり、舌の後部を著しく隆起せしむべし。

以上の發音の難易は(ア)音(オ)音は容易にして(ウ)音之に次ぎ(エ)音及び(イ)音は共に困難なり故に發音練習の際は第一(ア)音、第二(オ)音、第三(ウ)音、第四(エ)音、第五(イ)音の順序に従ふべし、又(イ)音(エ)音は混同し易きものなれば、十分の注意を要し、唇の位置状態は外部より見ることを得るものなれば、或は其掛圖を掲げて之に模倣せしむるも可なりとす。而して發音に際し齒を噛み締め、或は口の開閉緩漫なるが如きは共に之を禁すべきものにして、殊に鼻音たる(ナ)行(マ)行を除きては、決して鼻孔より氣息を漏らさしむべからず。

發音練習の方法としては、將に教授せんとする曲節に類似の簡單なる音程を作成し、之に各音を配當するを宜しとし、其の順序は發音の易より難、即ち母音より始めて子音濁音半濁音と練習を進ましむべきなり。

人の聲音は其發する方法に依りて、之を三區域に分つことを得、即ち地聲、上聲及び裏聲是なり。地聲は之を發する時、胸部及び喉頭部に於て振動を知覺するものにして、通常低音を發するに用ひ音量最も多き聲なり。上聲は之を發するとき喉頭部に於て振動を感じるのみにして、地聲よりも其音量少きものなり。次に裏聲は之を發するとき喉頭部の振動甚だ微弱にして、恰も後頭より發するの感あり、其音量は大に減じて最も少きものとす。普通男子は地聲、上聲を用ゐ、女子は地聲、上聲及び裏聲の三者を用ふるものにして、この聲區の運用を十分に會得せしめ巧妙且つ自由に移換して、然かも温雅婉美の音聲を發せしむることは、唱歌上最も大切とする所なり。

第二節 調子教練

調子は之を音律とも稱するものにして、音の高低を意味す而して音の高低は發音物體の一定時間に於ける振動數の多寡に關するものにして、其振動數少きときは音低く、多きときは音高きものとす。之を換言すれば發音物體の一定時間の振動緩徐なるときは低音を發し、迅速なるときは高音を發するものなり。然るに往々高低と強弱(大小ともいふ)とを混同するもの少なからざるは、之れ謬見の甚しきものにして、強弱は發音物體に於ける振動の強弱、即ち振幅に關するものなり。例へば一絃を彈ずるに力を極めて彈ずれば、振幅廣大となりて其音強く、軽く彈ずれば、振幅狹小にして發する音弱きが如く、又一人にて唱歌するよりも十人にて合唱するは強く、同じ高度の音も距離の遠近に依りて強弱を異にするが如し。されど高低は發音物體の振幅の大小、及び距離の遠近に關係を有せざ

るものなり。故に調子教練に於ては音の高低の差を識別せしめ之に關する觀念を鞏固にし、併て強弱との區別をも明に知らしむべきものなり。

第一項 傾聽及び應唱

傾聽とは正しき模範を與へて之を聽取せしむるをいふ。兒童をして音の高低を十分に會得せしめ的確なる音を發せしめんと欲せば、先づ聽官に訴へて正確なる調子を屢々傾聽せしむるにあり、高低の辨別を有せざる兒童をして徒に唱謠を反覆せしむるは、眞に之を導く所以にあらざるなり。

應唱とは正確なる教師の範唱を與へ、兒童をして之に模唱せしむるをいふ。傾聽せしめたるのち應唱を課するは幼年の兒童を教授するに最も緊要の事なりとす。

第二項 音階練習

音階は旋律の基礎たる可きものなれば、兒童の音域に適ひたる調、又は將に授けんとする歌曲の調によりて音階を正確に練唱せしむべし。場合に依りては主音より始めて主音に終らしむるを要せずして、主音以外の音より始むるを得べく、又主音より始めて五六音を以て終らしむるを得べし。

音階練習には單に樂器の伴奏に依りて歌はしむるものと、音階圖を示して之を指唱せしむるものとあり、後者に於ては教師は先づ其標準音を與へ、短鞭にて音階圖に於ける或音を指示すると同時に、兒童をして正確迅速に其音を發せしむべし。此場合に於て教師の短鞭は其運動を敏捷ならしむるを要するものとす。

注意 幼年の兒童には純然たる音階練習の必要を認めず、尋常三四學年若くはそれ以上の學年より課して可なり。

第三項 音程練習

音程とは或音より或他の音に至る距離をいふ。故にこの練習は高低の差を知覺せしむるに最も必要なるものにして、凡ての歌曲を授くるとき其豫備となり應用となるべきものなり。故に將に授けんとする曲節中より或部分を抽象して簡單なる音程を作成し、之を以て教授歌曲の豫備練習たらしめ、或は二度三度四度等次序を追ひ、基本教練として純然たる音程練習を課することある可し。但し前者は多く尋常科の生徒に施し、後者は主として其上級生又は高等科の生徒に之を行ふ可し。

第四項 聽音練習

聽官の修練は唱歌に於て最も必要なるべきものなれば、時々聽音練習を課することを忘る可らず。聽音練習とは教師の音

聲又は樂器の音に依りて或る一の標準音を與へ、更に或る他の音を奏唱して其距離の何度なるか、或は音名若くは階名の如何を兒童に速答せしむるをいふ。例へば(ハ)音を知らしめたるのち(ト)を奏して其(五)又は(ト)音又は第五度たることを答へしめ、更に進みては簡單なる歌曲の一部分、或は既に授けたる歌曲の或個所を奏して之を口答又は筆答せしむるは、最も有益なる練習にして、之を兒童の聲音休息の時に行へば特に然りとす。

以上第一節より第二節に亘りて述べし所の教練は、唱歌教授に於て最も重要なる事に屬するを以て、常に教授時間の幾分(普通教授時間の四分の一以内たるべし)を割きて之を行ふ可し。

第三節 拍子教練

拍子とは楽曲に於ける強聲弱聲の定時配列をいひ、唱歌に於て最も注意すべき要件なり。さればこの教練に依りて十分に強聲弱聲の所在を知らしめ、正確なる拍子の觀念を與ふべし。然り而して正しき拍子と速度とは、拍節機(メトロノーム)に依りて之を測定するを得。此器械は振子の運動に依りて或音符の歷時を精密に表示するものにして、其前面に裝置されたる指示竿に刻せる數字は、一分時間に於ける振子の振數なるが故に、錘の位地を變更すれば緩急自在に其標準を得べし。若し夫れ楽曲の始首に ♩ とあらんか、即ち六十九と刻したる數字の所に錘を置き、 ♩ とあらんか、一百八の所に錘を置きて之を振るべし。其一振動は四分音符一個の歷時にして、時計の一分時間の六十九分の一又は百八分の一に當る。今左に拍子練習の方法三種を列擧すべし。

第一項 踏節法

兒童をして教師の唱ふ唱歌又は奏する樂器に步調を合はせて進退し、或は足踏みせしむるを踏節といふ。之は最も卑近なる拍子練習の一法にして、専ら幼年の兒童に適するものなり。これを行ふには塵埃のために兒童の健康を害し、喧騒のため教室の靜肅を破ることなきやう注意するを要す。

第二項 呼節法

拍子の性質に従ひ拍數を呼びて歌曲の拍子を正確に保持するを呼節といひ、二拍子を一二、三拍子を一二三、四拍子を一二三四、六拍子を一二三四五六と呼稱するものとす。此方法は少々進みたる兒童に適す。

第三項 拍節法(指揮棒)

短鞭の運動に依りて拍數并に強聲弱聲の所在を知らしむる

を拍節といひ、拍子の性質に従ひて其手段相異なれり。即ち左の如し。

二拍子に於ける拍節法は

下拍、上拍

四拍子に於ける拍節法は

下拍、左拍、右拍、上拍

三拍子に於ける拍節法は

下拍、左拍、上拍。或は下拍、右拍、上拍。

六拍子に於ける拍節法は

下拍、左拍、上拍、下拍、右拍、上拍。

或は下拍、左拍、左拍、右拍、右拍、上拍とす。

第四節 趣味教練

趣味とは美を鑑識し之を愛好する心の能力にして、吾人の感

性が美なりと判断する刹那に於て、自我を離れて之を愛賞する傾向なり。換言すれば趣味とは其者を知り其者を好み、而して眞に之を愛し樂しむをいふ故に音楽を識りて之を好み更に之に依りて無限の樂みを感じするに至らば、是に於て音楽に對する眞趣味を得たるものと謂ふべし。然り而して此域に到達せしめんことは唱歌教授に於ける究極の目的にして、聲音調子、拍子等の教練は必竟善良なる趣味を有せしむるに至るべき手段方法に過ぎざるものなり。されば高尚優雅なる趣味を悟了せしめ俗陋卑猥なる心情を斥くるは、教育者の最も精力を盡すべき所とす。左に有効手段の主なるものを列擧す。

第一項 範唱

範唱は教授中教師が摸範として唱ふ唱歌にして、兒童は之によりて技能の精巧を學び趣味の向上を成す所多きものなれ

は、一聲一音之を苟もせず發想豊に情趣溢れ、兒童をして強き印象を起さしむるものならず。世間往々見る所の倉卒不用意なる範唱の如きは、單に其名に副はざるのみならず、反つて有害なるものなり。又如何に完全なる範唱にても其反覆多きに過ぐれば、兒童をして注意を怠らしめ、教授時間を徒費するのみにて益なきことなり、共に避くべきものとす。

第二項 歌曲の解釋

歌詞は字句の説明に流るゝことなく大體に於ける事實を問答或は説話すべし、換言せば解剖的ならずして綜合的に其意味を了解せしめ事實に對する兒童の同情を喚起すべし。歌詞に或思想を有するが如く、樂曲亦或意味を含む例之長旋法より成れる樂曲は多く壯重、快活なれども、短旋法より成れるものは多く悲哀憂愁なるが如し、故に説話若くは問答によ

長旋法より成れるものは多く悲哀憂愁なるが如し、故に説話若くは問答によ

り抽象的に樂曲の意趣を知らしむべし。

第三項 發想

兒童をして歌想を服膺せしめ、樂譜上發想の諸記號并に諸標語を應用して、歌曲の情趣を十分に發揮するを得るやう教導訓練すべし。

第四項 練習

既授の歌曲を屢練習して其完成熟達を期すべし。但徒に之を反覆し單に備忘を目的とするが如きは最も非なり、一回其數を重ぬる毎に、逐次完成に近接し愈々其趣味を深厚ならしめんことを要す。

第三章 教材の選擇

教授の材料は目的の如何に依りて之を定めざる可からず。小

學校令施行規則第九條に「尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クベシ、高等小學校ニ於テハ前項ニ準ジ漸ク其程度ヲ進メテ授クベシ、又便宜簡單ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得」また「歌詞及樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルベシ」とあり。故に尋常小學校に於ては専ら單音唱歌を授け、高等小學校に於ては複音唱歌をも加ふることを得べく、其歌詞、曲譜共に平易雅正にして兒童の心情を快活純美ならしむべきものを選択するを要す。然れども此事たる言ふは易く、行ひて其要を得るは難し。若し教材にして不適當ならんか、如何に懇篤なる教授も其効を奏せざるべし、教材の選擇愼まざるべからざるなり。即ち標準たるべき條件を下に列記す。

第一節 歌詞曲譜の一致

歌詞と曲譜とは其思想并に形體に於て一致融合し、能く兒童の知識及び感情に適するものたるべく、殊に樂曲は其の旋律拍子、音程音域及び速度等の適不適に注意して之を採擇せざるべからず。

第二節 諸學科との聯絡

修身、國語、地理、歴史等の諸學科と聯絡を圖り統一を期せざるべからず。修身と聯絡して道德上の歌曲を授け、國語と聯絡して歌又は或事實を歌はしめ、兩々相俟つて道德的、國民的、文學的、審美的の情操を養ふことを勉むべし、されど常に聯絡の一方に偏倚して、唱歌科それ自身の技術的統一を缺くが如きは、深く戒めざるべからざるなり。

第三節 多方趣味

等しく教授の材料に適するものと謂へども歌詞、曲譜共に或

一方面の趣味に偏せざるを要す。兒童の希望に任せ教師の嗜好に傾くが如きも亦共に非なり。故に教師は一定の識見に依りて教材の排列をなし、諸方面の感情を均等に發達せしめんことを勉めざるべからず。例へば天地自然の美を歌ひて審美的感情を養成し、偉人の功業を唱謠して敬虔崇高の念を發揮するが如く、同情心、愛國心等諸種の心情を喚起せしむるに足るべき多様の教材を選択するを要す。近時單純平凡なる軍歌調のものに偏するが如き傾きあるは、教授者の反省を促さんと欲する所なり。

第四節 聲音の區域附變聲期

兒童は年齢の多寡又は發聲機關の發育如何に依りて、其聲音區域を異にす。故に教材は兒童の音域に従ひ、精密に之を選択せざるべからず。然らざれば兒童をして正確に唱ふ能はざら

しむるのみならず、其軟弱なる發聲器を毀損し甚しきは遂に治癒すべからざるに到らしむ。今参考の爲に各學年に就きて其音域を示せば、大概左の如し。勿論多數兒童の内には此範圍を充さざるものもあるべく、稀には此範圍外に出づる者もありと知るべし。

尋常一二學年の兒童にありては何調にても、一點(一)音即ち中央(ハ)音の次高音より二點(二)音まで、又は一點(ハ)音即ち中央(ハ)音より二點(二)音までとす。

尋常三四學年の兒童にありては何調にても、一點(ハ)音より二點(ホ)音まで、又は小字變(ロ)音即ち中央(ハ)音の次低音より二點(ホ)音までとす。

尋常五六學年の兒童にありては、小字變(ロ)音又は小字變(イ)音より二點(ホ)音又は二點(ヘ)音までとす。

高等科の兒童の音域は、尋常五六年度の兒童のと略相等し、但し場合によりて多少の斟酌を要す。

女兒は十二三四歳男兒は十四五歳の頃聲音に變調を來たすべ

し、此時期を變聲期と稱す。而して女兒は其音域を擴大するのみなれども、男兒は其音域約八音度低下して大人の聲音と同じくなるものなり。男女共變聲期間にある内は成るべく聲音を節用し、特に高低兩端の數音は之を發せしめざるやう注意すべし。

第五節 男女の區別

教材は其大部分に於て男女之を同うすべしと雖も、間々性によりて其選を異にすることあり。猛烈奮激敵壘に突進するが如き歌曲は、男兒に適するもの、暢達柔婉淑徳を讚美するが如き歌曲は、女兒に課すべきなり。故に男女兒共通の歌曲によりて共有の性情を育成し、時には特種材料によりて特別の性情を養ふべし。

第六節 季節の適合

教材は春夏秋冬の折々に適ふべく、又時の必要に應じて選擇すべし。例へば梅や櫻の歌は春に充て、菊や紅葉の歌は秋に用ひ、奢侈を矯めんが爲には勤儉の歌、懦弱を戒めんが爲には剛毅の歌を採る可きなり。

第七節 文部省檢定

文部省令に小學校に於て唱歌用に供する歌詞及び樂譜は、文部大臣の檢定を経たるもの、外採用す可らずと規定せられたれば、教授の材料は總て文部省檢定済のものより選擇せざる可からず、若し檢定未済のものを採用せんとせば、府縣廳を経て文部大臣の認可を受く可きものとす。

第四章 教法

教法とは教授に於ける形式にして之を教式とも稱す、我國唱

歌教授の現状に照して之を區別すれば、口授教法、略譜教法及び本譜教法の三とす。

第一節 口授教法

是れ全く聽官の作用に依るものにして、教師の口唱を兒童の耳に傳へて教授する方法なり、即ち教師は授けんとする歌曲を唱ひて正しき摸範を示し、兒童をして之に摸倣せしむるものなり。時に或は音の高低、長短を示すために、横線により曲節を表はすべき圖を描きて之を掲ぐるも亦一方案なりとす。口授教法は幼稚園及び尋常科第三四學年以下の兒童に適當なり。

第二節 略譜教法

略譜教法とは兒童の聽覺のみならず視覺をも利用して、音の高低、長短等を識別せしめんがため、亞刺比亞數字、點、線等の諸

記號により構成せられたる略譜を用ひて教授するを謂ひ、尋常科第三四學年以上の兒童に適切なりとす之がためには口授教授の際にも、漸次略譜の準備を爲し置くを可とす。

第三節 本譜教法

本譜教法とは泰西諸國に於て長く且廣く使用し來れる樂譜即ち所謂普通樂譜によりて教授する方法を謂ふ。此樂譜は組織完全にして最も便益なり。蓋し略譜は本譜を略記せるものにして、必竟本譜に導き入るゝ階梯たるに過ぎざるなり。されば逐次本譜教法に入りて、其効果を擧ぐることを勉めざるべからず。而してこの教法は高等科の兒童に適用すべきものにして、略譜教法の際に漸次本譜教授の準備を爲し置くを可とす。我國未だ本譜教法の普及完からず、教授者の奮勵を望むや切なり。

本章を終るに臨み、左に各學年に適切なるべき教法を説きて教授者の一察に供すべし。

尋常科第一學年 に於ては歌詞及び曲譜を示すことなく、専ら口授法に依り題目又は歌想に關する繪畫、寫眞、實物等を示すべし。

尋常科第二三學年 に於ては口授法の一步を進めて黑板に歌詞を片假字にて横書し、又は曲譜の體容を高低長短の横線によりて記載し兒童をして學ぶに倚る所多からしむべし。

尋常科第四學年 に於ては前學年の口授法に準じ、同時に略譜教授の準備として略譜に關する幾分の知識を與へ、間々略譜にて簡單なる歌曲を授くることあるべし。

尋常科第五學年 に於ては専ら略譜教法に依り略譜に關す

聴唱
視唱
口授

る簡單なる理論を授け、又音階練習等をも併せ課すべし。

尋常科第六學年 に於ては略譜教法に依り、略譜に關して一層詳細に教授し、之と同時に本譜教授の準備をなすべし。但し土地の狀況によりては此準備を欠くことあるべし。

高等科第一二學年 は本譜教授に依るを理想とし、土地の狀況に依りては尙ほ略譜教法に依るも可なるべし。

階名稱法は略譜に依るときは我國のヒ、フ、ミを用ひ、本譜に依る際は歐米の呼法ド、レ、ミを用ふるを便宜なりとす。

第五章 教法の順序

教材を精選し配列を考績し教法を確定せば、更に教授の順序を思案せざるべからず、今各教法に於ける順序を擧ぐれば下の如し。

目的の提示

豫備

教授

練習

教授者はこの順序に基きて研究工夫を凝し、變化あり生氣ある教授たらしめんことを勉むべし。千篇一律終始揃ることなく、臨機應變の氣轉存するなくんば、教授の價值眞に些少なりといふべきなり。

第一節 口授教法の順序

目的の提示

授くべき唱歌の題目を擧げて目的の指示を爲すべし。

豫備

唱歌の事實に就き問答又は説話すべし、併て將に授けんとする歌曲に類似

教授

せる既授の唱歌を温習するも可なり。

教師は歌曲全部の範唱をなし、兒童の感應を問ひ或は説話すべし。更に之を數小部に別ちて其一中節又は一大節つゝを範唱し、兒童をして傾聽せしむること二三回、其聽き覺えしかを確かめし後、正確に之を模倣せしめ、教師は之に對して批評矯正すべし、斯くして漸次に全部を授け終はるものとす。但し時々分唱或は獨唱せしむるを要す。

練習

唱歌の全章を授け終へなば、更に教師は全章を通じ好模範を與へ發想的に練習大成せしむべし。

口授教法に於ては常に齊唱に初め、漸く熟するに従ひ獨唱に至らしむるを本義とす。

第二節 略譜及び本譜教法の順序

目的の提示

豫備

授くべき唱歌の題目を提示して、目的の指示をなすべし。

將に授けんとする歌曲と同調の音階並に歌曲中に存在する音程及び發聲の練習を爲し、或は既授の唱歌を温習すべし。

次に歌曲を提出し樂譜に就きて問答又は説話すべし。但し新たなる記號は歌曲提出前に於て豫め説明するも可なり。

教授

教師は歌曲を範唱すること一二回然る後全曲を數小部に分ち指名兒童若干名をして漸次に視唱せしむ可し。斯の如くにして全曲を授け終らば、其感應に就き發問又は説話し、更に教師は全曲を範唱し兒童をして反覆熟達せしむ可し。

次に歌詞を提示し歌詞并に歌想到に就きて問答又は説話し、然る後教師は範唱を興ふるか或は指名兒童をして獨唱或は分唱せしめ、漸次に合唱せしむべし。

練習

歌詞を以て漸次發想的に反覆練習し、熟達大成せしむ。
略譜及び本譜教法に於ては、兒童をして常に獨唱に初め漸次合唱に至らしむるを本義とす。

第六章 教案

教案とは教授細目に定めたる教授材料を、或一定の時間内に於て、兒童に授くる目的及び方法を順序正しく精細に配列記載したるものをいふ、而して教案を編成するには題目、目的の指示及び教授の方法を記載すると共に、必要に應じて繪畫寫眞、其他の必要物品をも併せ記載するを要す。

第一節 口授教案例(其二)

題目

糸のころ(伊澤氏小學唱歌卷の一)

教材

目的の提示

ゑのころ こいこい ままくはせう。
今日はゑのころ(板書の歌を教へませう。

豫備

思想の喚起

ゑのころの愛らしくして人に馴れ易く、食物を與へられて其恩恵を忘れぬ
など、犬に就きて種々の問答をなし、且つ犬さへも食物を與へて能く養へば
飼主の恩を忘れぬことより推して、人たるものは他より恩を受けたるを忘
るまじきことに説き及ばす。

歌詞の提示

歌詞の全章を板書し読み方及び意義を問ひ或は教ふ。

教授

範唱及び合唱

全章を範唱しその感應を問ひ或は説話す。

ゑのころの一句を範唱し模倣合唱せしむ。(但し三四回以下同じ)
こいこいの一句を範唱し模倣合唱せしむ。
ゑのころこいこいと連結して範唱し模倣せしむ。
ままくはせうの一句を範唱して模倣合唱せしむ。
全章を通じて合唱せしむ。

練習

範唱

全章を通じて範唱す。

合唱

全章を通じて合唱せしむ。

分唱

數名を指示し或は全級を數組に分ちて順番に歌はしむ。

獨唱

一名づゝ指名して獨唱せしむ。

口授教案例(其二)

題目

あり(伊澤氏小學唱歌卷の二)

教材

ありをみよ やよこども
とものためには いのちをも
をしまで はたらく けなげあさ
ありをみよ やよこども

目的

蟻に就きて知識を興へ同情を喚起し、徳性の涵養に資す。

目的の提示

ありと板書し、今日はありの唱歌を教へませう。

豫備

思想の喚起

皆さんは蟻を見たことがありますか、蟻は地上に大低いつ頃からいつ頃まで出るものですか。冬になると皆どうなるのでせう。蟻の家は何處にありま
すか。お庭などで大勢の蟻が往き來するのを見ますが、あれは何をするので
せう。大勢の蟻の中でどれか一疋でも怪我をしたり、又他の蟻にいためられ
たりしますと、仲間の蟻はどうするでせうか。

説話要旨

蟻といふ虫は皆さんがよく知つるて通り極小さな虫ではありますが、大變
智慧のある、よく働く虫です。殊に友達同士が大變仲よくて、互に助け合ふと
いふことを知つて居ます。それですからあんなに大勢歩いて居る中に、一疋
でも怪我をしたり又他の虫に痛められたりすると、仲間の蟻は自分の命の
あやふいことをも顧りみあい、助てやります。何と心のやさしい健氣な虫
ではありませぬか。

こんな小さい蟻でさへも、友達の間柄には堅く義理を守つて助け合ひを致
します。まして皆さんは蟻より何よりもえらい人間でありますから、蟻ほど

に負けまい様に、學校では學校のお友達、近所では近所のお友達と仲よく互に助け約束を守り、そうして學問に精出さねばなりません。殊に皆さんは同じ教室で同じ先生に學び、同じ時に來て同じ時に歸る澤山のお友達とは一層助け合つて仲よくせねばなりません。

範唱

全體の歌詞を範唱して、次の如き發問をなす。
只今先生が歌ひましたのを聞き、皆さんはどんなに思ひましたか。急ぎましたか。徐かにありましたか。好きな歌だと思つたでせうか。之は蟻を褒めた歌ですから、其心持ちで歌ひなさい。

教授

範唱及び應唱

ありをみよの一句を範唱して、之に應唱せしむ。(但し三四同以下同じ)
やよこどももの一句前同斷
右二句連結して範唱し應唱せしむ。

とものためにはの一句を範唱して之に應唱せしむ。
いのちをもの一句前同斷

右二句連結

をしまではたらくの一句範唱して應唱せしむ。
けあげあさの一句右同斷

右二句連結

ありをみよやよこどもを前同斷

斯の如く各部分を合唱習熟せしめ、最後に全體を通じて唱はしむ。

練習

範唱

全部を通じて範唱し之に應じて合唱せしむ

分唱

數名を指示し又は全級を數組に分ちて順番に唱はしむ。

獨唱

一名づゝ歌はしむ

復習

既授歌曲

第二節 略譜教案例 (其二)

題目

春雨

教材

伊澤氏著小學唱歌卷の五所收「春雨」

提示

今日は春雨といふ唱歌を教へませう

豫備

思想の喚起

春雨は春の候に降る雨で、土地を肥え太らせ草木を生ひ茂らせて、花咲き實のらせるものである。是から教へる唱歌は草木の側から春雨の恩惠の廣大

あるを詠んで、そうして人の事に云ひおよばしたものであります。先づ其曲節を稽古いたしませう。

曲譜の問答

曲譜を示して左の如き問答をなす。

四拍子に於ける音聲の強弱如何。

此譜には未だ學びたることなき記號はなきか。

一線を以て二個の音符を連ねたるは如何。

二分音符、附點二分音符、四分音符、八分音符及び四分休止符の時間の割合如何。

氣息をつぐべき個所如何。

第一段第二段第四段の類似の點如何。

豫備練習

音階練習 春雨の曲と同調、即ち(下)調音階の第一音より上第六音までの上行下行、并に第一音より下第五音までの下行上行。

音程練習 本曲中に在る二度三度四度の音程。

範唱

全曲を範唱して其感應を問答或は説話す。

教授

默讀及び試唱

總兒童をして暫時曲譜を注視默讀せしめ、次で兒童を指名して交る代る一中節又は一大節づゝを試唱せしめ、十分に矯正しつゝ全部を數回反覆せしむ。

範唱及び應唱

全曲を範唱し兒童をして之を發想的に獨唱分唱合唱せしむ。(但し發想記號を記入するも可あり)

歌詞の提示

歌詞を黑板に記載し或は譜面に記入して、二三の兒童に讀ましめ其誤りなきを認めなば歌詞に就きて下の如き話をなす。

此歌は春雨が降つて草木の花の芽々むを見れば、春雨はやがて草木の花の

父母である、其父母の深き恩恵に依つて草木の花の咲くこと、見える。以上第一章而して草木の花が其父母ともいふべき春雨の恵を受けて咲き出づるが如く、我等も常に父母の恩恵をうけて育ち、此様に學問することもできるのであるから、能く勉勵して彼の草木の花が咲き實を結ぶ様に立身出世し、學問の効を顯はし、親のなさを無にせぬ様にしたいものだ(以上第二章)と云ふのである。皆さんは此様に思つて居らぬでせうか、必ず此様な望を持つて居るでせう。さらば其心で此歌を稽古しませう。今先生は一二回歌ひますから能く聞て居らつしやう。

範唱及び應唱

歌詞を以て範唱應唱すること、曲譜の場合に於けるが如し。

練習

第一第二の歌詞を順次に發想的に合唱せしめ、綿密に瑕瑾を矯正して反覆練習完成を期す。

略譜教案例 (其二)

題目

須磨明石

教材

伊澤氏著小學唱歌卷の五所載、須磨明石の唱歌。

目的

須磨明石の唱歌を授け、審美的及び愛國的の心情を養ひ、兼て地理上及び歴史上の知識を與ふ。

目的の提示

今日は須磨明石(板書)といふ唱歌を教へませう

豫備

思想の喚起

皆さんは地理の時間に播磨の國を學びましたでせう。其海岸には須磨と明石といふいつでも遊覽人の絶ゆる事のない大層景色のよい所がある。ごちらも月の名所としては特に名高いのであります。須磨には昔須磨の關とい

つた關所があつて、誰でも此處を通行する人は、一々住所姓名行先は勿論所持品さへも調べられたものであります。が明治の御代には關所の跡もなくなつて行通は自由自在になりました。

明石の海には昔大いな鰐が居て、それに大いな真珠があつて奇麗な光を放つてゐたので、允恭天皇淡路島に御出獵の時之を採つて島の神様に捧げやうと覺召した。そこで海人の男狹磯と云ふもの海底深く潜り込み鰐を採つて献じますと其中から大變大いな真珠が出たさうです。

これから此名所の唱歌を教へますが、先づ其譜を稽古しませう。

曲譜の提示

曲譜を示して 此曲は何拍子であるか。四分音符一個と八分音符幾個と時間相等しきか。此曲中八分音符は何處にあるか。連結したる八分音符は成るべく滑かに歌ふのである。各段の第四小節にある附點は四分音符一個の時間に相當し、其次にある休みの記號も矢張四分音符一個と同じ時間である。氣息を繼ぐべき所は如何等の問答或は説話をなす。

豫備練習

發音練習 此唱歌に關聯して。

音階練習 (二調の音階及び其三和音)

音程練習 此曲中にある二度三度及び四度の音程。

範唱

全曲を範唱して感應を問ひ或は説話す。

教授

默讀及び試唱、略譜教案例其一に同じ。

範唱及び應唱 全上。

歌詞の提示

歌詞を黑板に記載し又は譜面に記入して、二三の兒童に讀ましめ、其誤なきを認めなば、歌詞を解釋す。

歌詞の解釋

松風清き夕波にといふは濱邊の並木の松にソヨクと風が吹き渡つて何となく清らかに心地よき夕方、岸邊へ寄せ來る波の清きをいつたのです。月もよせくる須磨の浦と云ふは、其の清き夕波の岸邊に打寄せる毎に、鮮か

な月影が波に映つた儘で寄せて來る、實に奇麗な須磨の浦であると云つたのです。

關屋はあとも残らねどと云ふは昔は其處に須磨の關といふ關所があつたが今はその關所は勿論、守衛の住つた關屋の跡形も残つて居ないけれどもの意、皆さん關所とはどんな所でありましたか……左様其様に通行人を止めて調べる所など、今は跡もないけれども。

人の心やとまるらむで、此處の景色があまり宜しいから知らず識らず人が足を止め心を留めるといふ意であります。

今度は第二の歌を解き明ませう。

波間にしづく秋の夜のは、波の間に沈んで透き通つた秋の夜のと云ふので次へついで。

月の光りの明石瀉は、月の光りの明かな明石の浦の意である。即ち明皎々と照り澄んだ秋の夜の月が濁りなき波の底にまでも透き通る明石瀉の美しさを褒めて詠んだのです。其れから次は前に申した海人のお話のことをいつたので。

昔はそこの白珠をとは昔は明石の海の底にあつた結構な珠をと云ふ意味あまのをさしやかづきけんとは漁夫の男狭磯とか云ふものが頭に頂いて来たとか云ふことであるの意味である。此歌を前後引續けて見れば、明石の海に照り渡る秋の月が波の間を透き通つて見事を珠が底に光り輝いて居るやうに見ゆる。それから古いことを思ひ起して、昔海の底にあつた白珠は漁夫の男狭磯がかづき上げたけれども、現在見ゆる白玉は月の影であるから、取ることには出来ぬが誠に鮮かた、口にも言葉にも盡くせぬ風情があるといふことになりませう。

歌の意味は分りましたか、其れでは先生が一度歌ひませう……皆さんどう感じましたか……此歌は月の名所の夜の景色の美はしく静肅なる有様を詠んだものであるから、爽やかな精神を以て静かに且つ優く歌ふことが肝要です。さあ此れから一と切れ、四小節づゝ歌ひませう。誰さん〜と五六名、楽器に伴れて歌詞を歌はしむ。
斯くて歌詞の全部に及ぶ。

合唱

練習

今度は始から終りまでみんなで歌つて見ませう。(批評訂正)

範唱

今一度先生が歌ひますから、能く聲の移り變りをお聴きなさい。何か感じたことがありますか、いつてござらん……左様誰さんの云つた様に、此處では聲を太く強く、此處では小さく弱く歌ひました。皆さんも其通り歌はねばなりません。

合唱

全體を發想的に合唱せしめ、遂には暗記にて歌はしめ、名所の美景を寫し得て遺憾なきまで反覆せしむ。

聴音

左の一部分宛を楽器に奏して答へしむ。

夕波に、關屋は跡も。月もよせくる。
心やとまるらむ等。

既授歌曲の復習を課す。

第三節 本譜教案例

本譜教案は略譜教案と殆ど同一にして、唯樂譜の形体を異にするの差あるのみ、依て之を省畧す。

第七章 教授細目

教授細目とは、一學期或は一學年に教授すべき教材を、配列記載したる教授の實際的豫定案を謂ふ。細目の編成に就ては、先づ文部省檢定濟の唱歌中より適當の教材を選擇するを要し、歌詞、樂曲の一致統合せるものを探り、諸學科との聯絡統一を期し、趣味の多方ならんことに留意する等、多くの要件を以て綿密に調査編成せざるべからず。特に一の大なる注意を拂ふべきは、技術的統一を圖ること、是にして、世上多くの細目に於

てはこの點に顧慮せるもの甚だ少なく、從て兒童の唱歌に對する實際的能力頗る乏しき比々皆然りとす。徒に他學科と聯絡の名の下に拘束せられ、或は單に面白き歌曲との故を以て配列せられたるが如きは、細目としての眞意義を有せざるものなり、而して又一旦完成したる細目は、教授の際輕々に之を變更すべからざるものとす。

第八章 教授上の注意

唱歌教授に就きては尙論及すべきもの多かれども、然も餘りに多くの項目を立つるは反つて煩はしければ、茲に此等の事項を集め教授上の注意として説く所あるべし。

第一節 唱歌教室及び教授時間等

一、唱歌教室は、常に清潔と整頓とを要す。或は時に適當なる

裝飾を加へ、兒童をして不知不識の間に其影響を受け、美的思想を養ふものたらしむべし。又授業時間の前後には、窓戸を開放して空氣の流通を計り、床上を濕して塵埃を起たしめざる等の注意を怠るべからず。

二、兒童の教室の出入は樂器にて進行曲を彈奏し、步調を整へしむるを可とすべく、敬禮も亦樂器の合圖に依らしむるを宜しとす。

三、唱歌は一時に過度の練習をなすよりも、寧ろ少時間づゝ數回に行ふ方其益多しとす。故に尋常科三四年級までは毎回三十分宛とし、修身、國語、體操、遊戯等に組合すべし。但し體操、遊戯等の後に唱歌を課するは宜しからざるを以て、この場合に於ては前三十分時を以て、唱歌時間に充つるを可とす。

四、教室には左の教具を備ふべし。

黑板、 小黑板、 黑板拭、 教鞭、 風琴又は洋琴、 掛圖、 掛圖臺、 拍節機等。

第二節 兒童に關する注意

一、唱歌の姿勢は身體を眞直に保たしめ、聲音機關の運動を自由にし發音に便ならしむるを主眼とす。これに立唱、座唱の二あり立唱に於ては直立不動の姿勢を取らしめ、頭部を正しく正面に向け、兩肩を後方に引きて、胸部を十分に開張せしめ座唱に於ては上體を立唱の場合の如くし、椅子に凭らしむるものとす。されど座唱は立唱に於けるが如く全身の均勢を保持しがたく、且つ往々亂雜に流れ易くして正しく發聲し能はざるなきにあらざる故に多くの場合に於ては立唱に依らしめ時々座唱を行はしむるを宜しとす。而して唱歌するに際しては其容貌の和悅を保たしめ、高音を發せんとして頭部を上げ、

低音を發せんがために頤を下ぐる等、總て異様の風をなさしむ可らず。

- 二、兒童の服裝に就ては咽喉及び胸腹等の壓迫緊束せられざる様常に注意して、深呼吸并に發聲の自由を保たしむべし。
- 三、音聲の勢力は強て之を増大せしむることなく、成るべく爽快、婉美たらしむべし、決して粗暴に流れ叫喚に陥るが如きことあらしむ可からず。
- 四、兒童に依りては天性聽官の遲鈍なる者あり、然れど練習の効に依りては、或點まで之を醫することを得べきものなれば、之等の兒童に對して特に注意を與へ其指導を過つことあるべからず。又慚羞怯懦のために唱歌するを忌むものあらば、能くこれを鼓舞し獎勵して遂には、自ら進で獨唱をもなし兼まじく誘導す可し。

五、臨時發聲機關に障害あるときは、唱謠せしむることなく慎聽せしむるを要す。然らざれば益々其發聲器を損傷し、且つ唱歌を嫌忌するに至ることあるものなり。

六、唱歌帳を持たしむる場合には其持方に注意し、決して顔を覆ひ口に觸れ發聲を妨ぐるが如きことあらしむ可からず。

七、祝祭日其他儀式に用ふる唱歌は能く其歌ふべき場合を知らしめ、之に對し誠意謹嚴ならしむるを要す。殊に吾が國の國歌には勿論群衆の前にて奏唱せらるゝ外國々歌に對しても、必ず相當の敬意を表すべきことを知らしむべし。

第三節 教師に關する注意

一、教師は常に自己の技術を研ぎ、樂的趣味を増進せんことを勉むべし。技術の修養として高尚なる樂曲を練習研究すると共に、亦趣味の向上を計らんがために高雅なる音樂を傾聽

することを要す、斯くの如くして始めて完全なる教授をなすことを得べし。

二、教師は豫め能く教材の歌曲を練習し、樂器の使用に慣れざる可からず。教師にして能く歌曲を正確且つ善美に範唱し、自由且つ輕妙に之を奏することを得ば、兒童のこれに感化せらるゝこと、多く言ふを要せざるなり。教授時間に練習をなし、教壇に起ちて赧顔たらざるを得ざるが如きは、眞に教師たるの態度に非らざるなり。

三、唱歌教授は感情を養ひ品性の陶冶に資すべきものたるべければ、教師は常に莊重の態度、和悅の容姿を以て兒童に臨み、之を誘掖薰陶することに心掛くべし。

結 論

小學校に於ける唱歌教授は、兒童の樂的趣味を養ひて徳性の涵養に資し、兼て聽官、發聲器の發達修練を圖るを以て要旨とするものなれば、教師は常に此の目的に到達せしめんことを期せざるべからず。之が爲には兒童をして聲音に關する觀念を得しめ、高低、長短、強弱等を辨知せしむると共に、清朗、充實、自由、發聲せしめんことを勉め、以て善良にして高雅なる趣味を會得せしむべきものとす。教師は亦自ら音樂的知識技能の研究練磨を怠らざるべきは勿論、教授の原理、原則に精通し兼て聽官、發聲機關に關する生理的知識、歌詞の解釋に要する文學的素養を有し、尙音響學、教育學、審美學、心理學等に就き、其大要を心得ざる可からざるものとす。

新編 唱歌教授法附録 其一

文部省 檢定済 小學校用唱歌書目及歌曲名一覽

凡例

一 文部省の檢定を経たる小學校用唱歌書目及府縣より伺出で採用の認可を得たる歌曲名を列擧す。

一 書名及歌曲名の上に附したる符號

△は高等科用 ▲は尋常科用、符號のなきは尋常高等兩科併用なり。

書名	著者及編者、作曲者	檢定年月日
▲ <small>尋常小學</small> 帝國唱歌	大和田建樹	二六、一〇、九
△ <small>高等小學</small> 帝國唱歌	同上	二六、一〇、六
○ <small>小學</small> 唱歌	伊澤修二	二七、二、二九
<small>新編</small> 帝國軍歌	元橋義敦	二九、二、二三

新教育唱歌集第二	かちどき	教育音樂講習會	二九、一二、二八
明治唱歌小學唱歌	大和好	小山作之助	二八、一二、一九
歷史唱歌	奧好義	小山作之助	二八、一〇、二
忠勇軍歌集	小山作之助	小山作之助	二八、六、一〇
招魂祭の歌	山田源一郎	山田源一郎	二八、二二、一九
凱旋軍歌集	日本軍歌會	日本軍歌會	二八、一一、二八
國民軍歌	菟道春千代	菟道春千代	二八、一〇、五
平安紀念唱歌	楠美藤三郎	楠美藤三郎	二八、一〇、二五
大捷軍歌	山田源一郎	山田源一郎	二九、一、七
學校必用唱歌集	楠美藤三郎	楠美藤三郎	二九、一二、二六
新式唱歌	鈴木米次郎	鈴木米次郎	三一、六、三二
新教育唱歌集	教育音樂講習會	教育音樂講習會	三一、七、一一
小學唱歌集	文部省	文部省	二七、二、五
新小學唱歌集	小島壽雄	小島壽雄	二八、二、七

新日本唱歌	大多和田建樹	大多和田建樹	三二、一、一七
國教唱歌集	小山作之助	小山作之助	三一、一〇、一三
新帝國唱歌	渡邊弘人	渡邊弘人	三三、二、二〇
小學科用123唱歌集	入江好次郎	入江好次郎	三四、六、七
新國民唱歌	小山作之助	小山作之助	三五、四、二四
富士唱歌	大和田建樹	大和田建樹	
金言唱歌	桑村春風	桑村春風	
唱歌教科書	共益商社	共益商社	三五、一二、二三
唱歌前田利家公	新清次郎	新清次郎	三六、五、二一
祝祭日唱歌集	文部省	文部省	
金兼六公園唱歌	新清次郎	新清次郎	三六、六、二
菊地唱歌	大和田建樹	大和田建樹	三五、一、一
公德國民唱歌	帝國教育會	帝國教育會	三六、九、一一
養成國民唱歌	納所辨次郎	納所辨次郎	三六、七、二二
教科用幼年唱歌	田村虎藏	田村虎藏	三七、一、二三
育兒唱歌卷の	渡邊森藏	渡邊森藏	

▲國定 讀本唱歌集
 ▲國定 讀本唱歌
 ▲小學 讀本唱歌
 ▲戰 捷軍歌
 ▲國民 新撰唱歌
 ▲教育 愛の心海
 ▲世界 一週唱歌
 ▲戰 捷軍歌
 ▲征 露の歌
 ▲日本 軍艦唱歌
 ▲國 の光
 ▲國定 讀本唱歌集
 ▲小學 讀本唱歌集
 ▲國 の光 (修正)
 ▲征 露軍歌 義勇奉公 橋中佐
 ▲露國 征討軍歌

内田、楠美、岡野
 田村 虎藏
 中田書店編輯所
 修文館編輯所
 田村 虎藏
 大和田 建樹
 池邊 義象
 修文館編輯所
 下田 歌子
 廣瀬 鷗舟
 曾根 荒助
 内田、楠美、岡野
 曾根 荒助
 大和 田建樹
 納所 辨次郎
 佐々木 虎藏

三七、七、二三
 三七、九、二六
 三七、九、二九
 三七、一〇、七
 三六、七、二三
 三六、一〇、二六
 三七、五、二二
 三七、五、二六
 三七、七、二二
 三七、八、二
 三七、八、二〇
 三七、八、二六
 三七、九、一九
 三七、一二、九
 三八、一、九

▲日本 建國唱歌
 ▲旅順 祝捷軍歌
 ▲軍 神橋中佐
 ▲輪 唱歌集
 ▲金城 旅順口陥落
 ▲國定 讀本唱歌
 ▲小學 讀本唱歌
 ▲日露 戰爭 國民唱歌
 ▲國民 教育 日本婦人
 ▲奉 天占領軍歌
 ▲農 業 唱歌
 ▲高等 讀本唱歌
 ▲小學 讀本唱歌
 ▲東 郷 大將
 ▲日本 海軍大海戰
 ▲日本 海軍大海戰
 ▲日本 海軍大海戰
 ▲日本 海軍紀念軍歌

渡邊 宇一郎
 大和田 建樹
 田村 虎藏
 池邊 義象
 小山 作之助
 安谷 徳三
 田村 虎藏
 田村 虎藏
 佐々木 信綱
 納所 辨次郎
 大和田 建樹
 上野 眞信
 佐々木 信綱
 大和田 建樹
 中田書店編輯所
 大和田 建樹
 同 上
 同 上
 丸山 正彦
 田村 虎藏

三八、一、二二
 三八、一、二四
 三八、二、二三
 三八、三、二七
 三八、四、二四
 三八、四、二四
 三八、四、二四
 三八、五、二
 三八、六、一九
 三八、七、一〇
 三八、八、一
 三八、八、二八
 三八、九、二八
 三八、九、二八
 三八、一〇、一〇
 三八、一一、一一
 三八、一一、一一

▲國尋常小學讀本唱歌	吉田 信太	三八、一一、二〇
△定高等小學讀本唱歌	同上	三八、一一、二〇
△征凱旋の歌	大和田建樹	三八、一一、二四
△征露凱旋	大和田建樹	三八、一一、二四
△電車唱歌	納所次郎	三八、一二、一一
東京公德唱歌	村上三郎	三八、一二、二六
正勤儉歌	小和作之助	三六、七、二四
國民日本海軍	首藤文雄	三六、一一、四
征露軍歌	大山作之助	三七、二、二九
征露山中少佐	大和米次郎	三七、五、二三
征露廣瀨中佐	同	三七、六、一〇
戰捷軍歌 <small>廣瀨中佐</small>	納所次郎	三七、六、二一
國民日本陸軍	大和田建樹	三七、七、二五
日本戰捷軍歌	修文館編輯所	三七、九、五
軍國敵は幾萬	開成館音樂課	三七、一一、二一

◇外野散步唱歌 <small>秋の</small>	大和田建樹	三七、一二、一五
國母陛下の御瑞夢	寺田伊助	三七、一一、二八
日風景唱歌	大和田建樹	三七、一二、二七
國民世界萬國	芳賀矢一	三八、一、二二
戰死者葬送の歌	佐々木信綱	三八、一、三一
聯隊旗	眞下瀧吉	三八、三、六
家庭運動唱歌	大和田建樹	三八、三、六
世界に冠たる日本國	大和田建樹	三八、三、二五
外野散步唱歌 <small>春の</small>	大和田建樹	三八、五、五
實業よーさん唱歌	練木喜三	三八、七、一七
軍國日本海大海戰	開成館編輯所	三八、八、二七
旅順陥落唱歌集	修文館編輯所	三八、八、二二
日本海の大海戰	旗野三郎	三八、一〇、九
行進凱旋	中山村秋一郎	三八、一〇、一八
皆兵軍歌	日高藤吉郎	三八、一二、二二

我國の赤十字	佐々木虎信	三七六
郵便貯金唱歌	田村木虎信	三八、二二、一八
新編教育唱歌集	大和田建樹	三八、二二、二五
△行進唱歌 <small>歌曲の</small>	教育音楽講習會	三九、二、二〇
△大觀兵式の歌	大和田建樹	三九、四、一一
△伊勢參拜	野南村茂成	三九、四、一三
△新日本	木村知治	三九、五、七
△修身十二ヶ月唱歌	藤井孫六	三九、五、七
△陸軍紀念日祝歌	中村秋香	三九、五、三一
△戰捷紀念日祝歌	渡邊森藏	三九、五、三一
△十二勇士第二編南部中尉	眞下瀧濱	三九、六、一
△明治廿七年陸軍紀念日	丸山正彦	三九、六、一
△八年戰役軍歌	永井建	三九、六、一
△戰捷國女子の歌	岩本雪太	三九、六、二六
△四季の花	木村知治	三九、七、二七
△陸海軍紀念唱歌	大和田建樹	三九、八、二七
△凱旋紀念唱歌	同	三九、八、二七
行進的唱歌秋の曲	同	三九、八、二七

農業唱歌	首藤文雄	三九、九、一
再勤儉唱歌	同	三九、九、一
△名譽の日本	大和田建樹	三九、九、四
衛生唱歌	首藤文雄	三九、九、七
教育軍歌	阪本寛三郎	三九、九、七
△ほまれ東郷大將	大和田建樹	三九、九、八
△の歌	佐々木信綱	三九、一〇、九
△尋小學唱歌	山田源一郎	三九、一〇、二〇
△山田唱歌集	日高藤吉郎	三九、一一、二四
皆兵軍歌	同	三九、一一、二四
△日本我が陸軍	同	三九、一一、二四
△唱歌	同	三九、一一、二四
△最近軍艦唱歌	同	三九、一一、二四
△改訂	同	三九、一一、二四
△滿韓鐵道唱歌	大和田建樹	三九、一二、四

M O T O H O U S E

各府縣伺出採用認可濟歌曲名一覽

●静岡縣(小學校)二七、二二、一四

書名	歌曲名	作者	作曲者
日本軍歌	海行かば	未詳	東儀季秀
同	進撃歌	落合直文	未詳
同	凱旋	佐々木信綱	納所辨次郎
忠實軍歌集	進め矢玉	中村秋香	小山作之助
同	朝日に匂ふ	同	同
同	水城	小田深藏	メーソン
●廣島縣(師範學校)二八、二、一六			
忠實軍歌集	朝日に匂ふ	中村秋香	小山作之助
同	兵士來る	本元子	本元子
同	いでや兵士	旗野十一郎	未詳
同	いでや皇國	小田深藏	内田彙三郎
同	富士の裾野	旗野十一郎	目賀田萬世吉

書名	歌曲名	作者	作曲者
同	鬼將軍	鳥山啓	山田源一郎
同	勇まし	本元子	未詳
同	進め矢玉	中村秋香	小山作之助
同	御劍	小田深藏	石原重雄
同	加藤清正	未詳	小山作之助
同	筋骨	鳥山啓	上眞行
同	水城	小田深藏	メンデルソーン
同	軍艦	鳥居枕	カルコット
同	古戰場	中村秋香	未詳
明治軍歌	喇叭の響	菊間義清	萩間理喜治
同	ますらを	鎮西山人	上眞行
同	平壤大捷	横井忠直	同
●山梨縣(高等小學校)二八、二、一〇			
明治唱歌	日本男兒	大和田建樹	上眞行
同	別れの血しほ	同	未詳

明治軍歌	清	正	東宮鐵真呂	山田源一郎
同	君が御稜威		東宮鐵真呂	納所辨次郎
大捷軍歌	雪夜の斥候		佐々木信綱	同
同	勇敢なる水兵		同	奥好義
同	兵士のかゝみ		落合直文	鈴木米次郎
大東軍歌	見渡せば		鳥居忱	未詳
忠勇軍歌集	錦の御旗		中村秋香	小山作之助
かちごき	凱歌		鳥居忱	同
忠勇軍歌集	水漬くかばね		坂正臣	未詳
忠勇軍歌集	海戦		未詳	イブセン
かちごき	愉快		旗野十一郎	小山作之助
●静岡縣(小學校) 二八、一一、五				
唱歌萃錦	御垣の内		高崎正風	奥好義
同	卒業式		中村秋香	未詳
同	勸學の歌		高崎正風	上眞行

●鹿兒島縣(師範學校及附屬小學校) 二八、一一、一

唱歌萃錦	螢	狩	中村秋香	未詳
明治唱歌	暮	星	大和田建樹	未詳
明治唱歌	飛來るとんぼ		大和田建樹	未詳
唱歌 幼稚の曲	遠音の喇叭		同	同
同	波のひびき		同	同
國民唱歌集	海軍		平田盛胤	同
中等唱歌	五月二十八日		坂正臣	奥好義
●鹿兒島縣(師範學校及附屬小學校) 二八、一一、一				
明治唱歌集	進めや子供		大和田建樹	未詳
國民唱歌集	海軍		平田盛胤	未詳
同	皇國の光		中村秋香	上眞行
同	歌の徳		落合直文	未詳
唱歌萃錦	惠の露		中村秋香	未詳
同	護國の歌		東宮鐵真呂	同
同	國のすがた		物集高見	芝葛鎮

日本軍歌 ひまゆく駒 巖谷季雄 未田桑太 詳那

●熊本縣(小學校) 二八、二一、二一

大東軍歌 山なす荒浪 美豐生 片岡江東

同 國の鎮 未詳 古矢弘政

同 水漬くかばね 高崎正風 海軍々樂隊

同 惠の露 乃木希典 林廣繼

同 大和錦 西寛次郎 東儀季治

同 天を貫く 未詳 山本銚三 詳那

同 漲ぎる流 未詳 林源之 詳助

大東軍歌 車の轆 千壽半六 幸田露香

●岡山縣(附屬小學校) 二八、六、一〇

太鼓 未詳 未詳

父母の惠 未詳 山勢松韻

めぐみ 未詳 奥山朝恭

●鳥取縣(小學校) 二八、六、一二

戰鬪歌譜 みわたせば 鳥居忱 ルーソン

(新作)軍歌 進軍の歌 三浦千春 未詳

同 逆巻く大浪 中村秋香 同

同 哨兵 鳥居忱 同

明治軍歌 將棋の盤 高崎正風 同上

新編軍歌 出陣曲 大和田建樹 同上

同 進軍曲 同 奥好義

同 凱陣曲 同 同

●奈良縣(小學校) 二八、八、一七

帝尊常小學校用 四季の遊 奈良縣

同 日のみはた 同 同

同 軍歌 同 同

同 我天皇 同 同

同 瑞穂の國 同 同

同 年の始 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

日 本 刀 本

富士山(第四歌を除く)

紀 元 節

理 學 の 力

三 種 の 神 寶

國 民 の 義 務

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

●三重縣小學校(二八、六、一〇)

帝國軍歌 菊間義清 奧 好 義

婦人從軍歌

●高等師範學校(附屬小學校)(二八、一一)

凱 旋 歌 烏 山 啓 鈴木米次郎

凱 旋 歌 大和田建樹 奧 好 義

招魂祭の歌 本居豐顯 納所辨次郎

同 佐々木信綱 山田源一郎

●島根縣小學校(二九、二、二一)

大東軍歌 皇 御 國 未 詳 芝 葛 鎮

同 命を捨て、 同 細川潤次郎 奧 好 義

同 西 征 歌 横井忠直 大村恕三郎

同 壯 夫 戰 吉本光藏 未 詳

同 海 戰 未 詳 永井建子

同 修羅の野末 未 詳 林 源之助

同 彼處の川邊 未 詳 由比鼓谿

同 沖つ白浪 未 詳 岡本笛露

同 昔 弘 安 村 上 良 平 未 詳

同 織なす錦 未 詳 同 同

同 身も世も忘れ 同 同

同 君が代の初春 同 同

同 國の基 高崎正風 奧 好 義

同 國の姿 物集高見 芝 葛 鎮

同 教への庭 下田歌子 奧 好 義

同 唱 歌 萃 錦

同 中等唱歌集

同 同

同

始業式の歌

青木清高

元橋義敦

九〇

同

終業式の歌

同

同

同

しばしの別れ

星野忠直

同

同

あふせ

同

同

同

留別の歌

鳥居 忱

同

同

別れの歌

三上一彦

同

同

送別の歌

鳥居 忱

同

●福島縣(小學校)三〇、二〇、二一

立 志

小中村清矩

奥 好 義

●福井縣(小學校)三一、二二

郷土唱歌

橋本左内

同

柴田勝家

同

藤島の社

同

九十九橋

同

常宮の浦

國教唱歌集

新田義貞朝臣

今井清彦

小山作之助

同

ろの水

旗野十一郎

同

同

兒 訓

東宮鐵眞呂

同

同

千篇萬卷

中島長吉

同

同

針 の 道

旗野十一郎

鈴木米次郎

同

竹

小田深藏

元橋義敦

同

富士の高嶺

林 甕 臣

本 元 子

同

汽車汽船

楠美恩三郎

楠美恩三郎

同

泰平の曲

大和田建樹

鈴木米次郎

同

雪つぶて

中村 秋香

小山作之助

同

勇士の譽

大和田建樹

納所辨次郎

同

觀兵式の歌

小田深藏

小山作之助

同

國民唱歌集

新 唱 歌

納所辨次郎

同

新 唱 歌

勇士の譽

納所辨次郎

●三重縣(小學校)三二、七、一九

新 唱 歌

勇士の譽

大和田建樹

納所辨次郎

同

榎原の宮

同

小山作之助

皇國唱歌

大和男兒

恒川鏖之助

石原重雄

同

歩兵

同

恒川鏖之助

同

尊王愛國

同

目賀田萬世吉

同

公益

同

東儀季治

同

力は山

高木六郎

恒川鏖之助

同

學の海

未詳

多忠基

同

夏休み

同

未詳

大東軍歌

競漕の歌

大和田建樹

同

帝國軍歌

凱旋の歌

旗野十一郎

山田源一郎

明治唱歌集

平壤の歌

西垣佐太郎

元橋義敦

新唱歌

舟遊

鳥山啓

同

小學修身唱歌

櫻狩

中村秋香

山田源一郎

學校唱歌

紙の道

恒川鏖之助

目賀田萬世吉

同

三府五港

同

恒川鏖之助

同

光陰

同

山井景建

同

初み雪

同

恒川鏖之助

皇國唱歌

軍艦

黒川眞頼

山田源一郎

同

御代の秋

同

目賀田萬世吉

同

降りつむ雪

同

芝葛鎮

同

おのが身

同

辻則承

新唱歌

摘茶

佐々木信綱

鈴木米次郎

明治唱歌集

遊歩の庭

大和田建樹

未詳

學校唱歌

田植歌

中村秋香

同

同

花火

旗野十一郎

櫻井信彰

新唱歌

新高山

鳥山啓

納所辨次郎

同

吾家

大和田建樹

未詳

皇國唱歌

才女 谷勤 石原重雄

秋近し 大和田建樹 未詳

秋草 坂正臣 同

四季の朝 旗野十一郎 同

黄金の花 鳥山啓 納所辨次郎

歳暮 未詳 未詳

歴史唱歌

朝日たゞさす 日吉昇 石原重雄

●宮崎縣(小學校)三二、二二、二一

校舎 山口透 吉田恒三

●福井縣師範學校附屬小學校三二、二二、二三

校訓 同 同

校旗 同 同

●富山縣(小學校)三三、二六

高岡小學校々歌 金子米人 山田源一郎

●德島縣(小學校)三三、二〇、九

●三重縣(小學校)三四、一〇、一四

開校式の歌 古出直三郎

卒業の歌 恒川鏖之助 山田源一郎

凱旋 同 目賀田萬世吉

舟あそび 大和田建樹 白井規矩郎

錦をさそふ 同 山田源一郎

ますらたけを 東宮鐵眞呂 同

我海軍 外山正一 同

汽車の歌 大庭竹次郎 同

桃太郎 田邊友三郎 納所辨次郎

をさなご 倉田績 恒川鏖之助

小さき砂 大和田建樹 本元子

新編國民唱歌

●大阪府(小學校)三四、一〇、一四

大阪市 立東區高等小學校々歌 同上學校 多梅稚

●石川縣(小學校)三四、三八

同	大和島根	同
明治軍歌	大和魂	同
家庭唱歌二編	忠臣	同
中等單音唱歌集	虫	同
鈴蟲狩の歌	鈴蟲狩	同
近江八景	近江八景	同
公德唱歌	公德唱歌	同
	龍昇子	同
	多梅稚	同
	中村秋香	同
	關精軒	同
	岡村増太郎	同
	菊間義清	同
	四竈訥治	同
	未詳	同
	山田源一郎	同

●大阪府(小學校) 三五、五、一〇

大阪府女子師範學校附屬小學校々歌

大阪府女子師範學校選

●奈良縣(小學校祝日大祭日用)三五、五、一〇

奈良市濟美小學校々歌

森澤孝行

日賀田萬世吉

●新潟縣(小學校) 三五、六、五

幼稚園唱歌	お正月	同
中學唱歌	駒の蹄	同
	明日は日曜	同
	共益商社	同
	東京音樂學校編	同

女學唱歌	雪	同
中學唱歌	荒城月	同
	去年今夜	同
	彌彦歌	同
	春日山	同
	新潟縣地理唱歌	同
	冬	同
	年中の歌	同
	四十七士	同
	大和男兒	同
	誓の歌	同
	風景唱歌	同
	天孫降臨	同
	皇國唱歌七	同
	大和田建樹	同
	東京音樂學校編	同
	山田源一郎	同
	旗野十一郎	同
	原省吾	同
	山田みよし	同
	大和田建樹	同
	開成館選曲	同
	入江好次郎	同
	本元子	同
	未詳	同
	山田源一郎	同
	小山作之助	同
	入江好次郎	同
	恒川録之助	同
	大和田建樹	同
	大和建樹	同
	未詳	同
	大和男兒	同
	誓の歌	同
	風景唱歌	同
	天孫降臨	同
	皇國唱歌七	同

●神奈川縣(小學校) 三五、一、一六

高等豊島小學校校歌

●高知縣(小學校) 三五、一二、二七

鳥居 忱

前田 久八

1011

教科
適用

幼年唱歌

日の丸

納所辨次郎

同

蜜 蜂

田邊友三郎

田村 虎藏

同

海 子

石原和三郎

未 詳

同

羽 子

田邊友三郎

田村 虎藏

同

金 鵝 勳 章

石原和三郎

納所辨次郎

同

毬

田邊友三郎

未 詳

同

雪 投 げ

石原和三郎

田村 虎藏

同

鳥

田邊友三郎

奧 好 義

同

笛と太鼓

石原和三郎

納所辨次郎

同

春の山

佐々木信綱

同

同

和氣清麿

田邊友三郎

田村 虎藏

同

北條時宗

石原和三郎

同

同

蝙蝠

田邊友三郎

納所辨次郎

教科
適用

幼年唱歌

同

汽 車

石原和三郎

田村 虎藏

同

新田義貞

富永岩太郎

鈴木米次郎

同

海水浴

石原和三郎

納所辨次郎

同

日本三景

同

田村 虎藏

同

皇 恩

桑田春風

納所辨次郎

同

大和男兒

東宮鐵真呂

本 元 子

同

養 生

石原和三郎

田村 虎藏

同

野 遊 び

富永岩太郎

同

同

きみがよ

坪内雄藏

林 廣 孚

同

すゝめや

同

田村 虎藏

同

としのはじめ

同

同

同

かせよふけ

同

同

同

あめくこさめ

同

同

同

は た る

同

吉田信太

同

蟲のうた

同

田村 虎藏

讀本唱歌 尋常科 卷一

卷 二

三

1011

皇國唱歌	若草	恒川録之助	入江好次郎
幼稚園唱歌	かちく山	共益商社	
同	海の土	同	
學校唱歌	土曜日	同	
同	辨慶	東京音樂學校編	
中學唱歌	我等は中學一年生	同	
同	歳暮	同	
同	豐太閣	同	
國民教育 忠勇軍歌	楠公父子	大和田建樹	本元子
●東京府		大和田建樹	納所辨次郎
寶田小學校々歌			



新編 唱歌教授法附錄 其二

教育法規中小學校唱歌に關係ある省令訓令等

小學校令施行規則 (明治四十年改正)

第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クベシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準ジ漸ク其程度ヲ進メテ授クベシ又便宜簡易ナル複音ヲ授クルコトヲ得

歌詞及樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルベシ

第九十九條 幼稚園及小學校ニ類スル各種學校

唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱ハシメ聽器發聲器及呼吸器ヲ練習シテ其ノ發音ヲ助ケ心情ヲ快活純美ナラシメ兼テ徳性ノ涵養ニ資セシメンコトヲ

祝日大祭日用唱歌ニ關スル件

(明治二十四年十月八日 文部省訓令第二號)

一 小學校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供スル歌詞及樂譜ハ特ニ其採擇ヲ慎ムベキモノナルヲ以テ北海道長官府縣知事ニ於テ豫メ本大臣ノ認可ヲ經ベシ但文部省ノ選定ニ係ルモノ及他ノ地方長官ニ於テ一旦本大臣ノ認可ヲ經タルモノハ此限ニ在ラズ

一 前項唱歌用ノ歌詞及樂譜ハ漸次文部省ニ於テ撰定頒布スベシ

祝日大祭日用唱歌

(明治十六年八月二十日 文部省告示第三號)

小學校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行フノ際唱用ニ供スル歌詞並樂譜別冊ノ通撰定ス

別冊目次

君が代
勅語奉答
一月一日
元始祭

〔古〕 林廣守 作曲
〔勝〕 山安之房 作曲
〔千〕 上家尊行 作曲
〔冷〕 芝木葛重 作曲

紀元節
神嘗祭
天長節
新嘗祭

〔高〕 伊澤崎 修正風 作曲
〔木〕 辻村高正 辭 作曲
〔黑〕 奧川好真 義頼 作曲
〔小〕 小中高村清節 作曲

祝日大祭日用唱歌ニ關スル件

(明治二十七年十月二十日 文部省訓令第十號)

三文部大臣ノ檢定ヲ經タル小學校唱歌教科書中ノ歌詞及樂譜ハ北海道廳長官府縣知事ニ於テ明治二十四年文部省訓令第二號ノ手續ヲ要セズシテ小學校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供セシムルコトヲ得

(二二ノ二項ハ現今不用ニツキ略ス)

唱歌用歌詞及樂譜ニ關スル制限

(明治二十七年十二月二十八日 文部省訓令第七號)

小學校ニ於テ唱歌用ニ供スル歌詞及樂譜ハ本大臣ノ檢定ヲ經タル小學校教科用圖書中ニ在ルモノ又ハ文部省ノ撰定ニ係ルモノ及地方長官ニ於テ本大臣ノ認可ヲ受ケタルモノ、外ハ採用セシムベカラズ但他ノ地方長官ニ於テ一旦本大臣ノ認可ヲ經タルモノハ此限ニ在ラズ

新編 唱歌教授法附錄

終

明治四十二年九月二十日印刷
明治四十二年九月廿五日發行
明治四十三年二月二十日再版

(定價金四十五錢)

著者

新清次郎

發行者

右代表者

東京市京橋區竹川町十三番地
會社 共益商社樂器店
白井直

發行所

東京市京橋區竹川町十三番地
會社 共益商社樂器店
東京市神田區錦町三丁目廿五番地
瀧山耕作

印刷者

印刷所

東京市神田區錦町三丁目廿五番地
耕進舍

不許複製



